

令和8年8月千葉豪雨により被災した市内中小企業者への資金融資について ～災害復旧資金を普通保証枠で利用できるようになりました～

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨により被災した市内中小企業・小規模事業者の復旧を支援するため、中小企業資金融資制度において、千葉県信用保証協会による普通保証枠で行う災害復旧資金の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

1 制度概要

千葉県保証協会が信用保証を行うことで迅速に融資を受けることが可能となり、被災した中小企業者が、復旧に向けた運転資金や設備復旧資金を調達しやすくなる融資制度です。

- (1) 融資対象者 令和8年8月千葉豪雨により被災した市内で事業を営む中小企業者
- (2) 融資限度額 5,000万円
- (3) 融資期間（うち据置期間）
運転資金7年以内（2年以内）、設備資金10年以内（2年以内）
- (4) 返済方法 元金均等、元利均等、期日一括
- (5) 融資利率 年1.8%以内
- (6) 利子補給率 1.4%（ただし上限は融資利率）
- (7) 信用保証 普通保証（責任共有制度対象保証）
- (8) 担保 千葉県信用保証協会
- (9) 申込先（取扱金融機関）

ア 都市銀行

みずほ銀行（千葉支店、稲毛支店、稲毛海岸支店）
三井住友銀行（千葉法人営業部）
三菱UFJ銀行（千葉支店）
りそな銀行（千葉支店）

イ 地方銀行

千葉銀行（全ての支店）
千葉興業銀行（全ての支店）
京葉銀行（全ての支店）
常陽銀行（千葉支店）

ウ 信用金庫

千葉信用金庫（全ての支店）
銚子信用金庫（千葉支店）
佐原信用金庫（作草部支店、都賀支店）

エ その他

商工組合中央金庫（千葉支店）

2 申込受付開始日

令和8年8月20日（木）

3 その他

- （1）資金使途は令和8年8月千葉豪雨による直接的な被害の復旧に資するものに限りします。
- （2）別途、千葉県信用保証協会所定の保証料がかかります。
- （3）融資申し込みにあたっては、被災の事実を証明する書類（金融機関による所見および被災の事実が確認できる金融機関の撮影による写真）が必要になります。
- （4）次の借り換えはできません。
 - ・他資金メニューから災害復旧資金への借り換え
 - ・災害復旧資金の「普通保証枠」から「災害関係保証」への借り換え

＜参考＞千葉豪雨により被災した市内中小企業・小規模事業者向け臨時相談窓口

1 千葉市経済農政局経済部産業支援課（市役所高層棟7階）

- （1）受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）
- （2）電話番号 043-245-5284
- （3）市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/r080813ooamesaigai.html>



2 公益財団法人千葉市産業振興財団

（中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階）

- （1）受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）
- （2）電話番号 043-201-9506
- （3）電子メール相談

【URL】<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact/>

- （4）千葉市産業振興財団ホームページ

【URL】<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/?p=13885>

